令和３年度あおもり産品出店支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　あおもり産品販売促進協議会は、市内の農林水産業者等が、市産農林水産物等を販売する機会を増やすため、市内で開催されるイベントに出店する経費の一部を助成し、

もって、市産農林水産物の地産地消及び農林水産業者の所得向上に資するため、令和３年度予算の範囲内において、あおもり産品出店支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に揚げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）農林水産業者等　　農林漁業者又は農林漁業者を中心とした任意団体をいう。

　　　　　　　　　　　　※任意団体とは、農林漁業者３戸以上が構成員となっており、かつ、代表者、組織運営について規約がある団体をいう。

（２）農林水産物等　 　市内で自ら生産した農林水産物及びそれを活用した加工品をい

う。

（３）イベント　　　　　農林水産物等の販売を含むイベント（観光施設や大型店舗等で

の催事も含む）をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する農林水産業者等であって、次のすべての要件を満たすもの。

（１）市内で開催されるイベントに出店するものであること。

（２）農林水産物等を販売するために出店するものであること。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が農林水産物等をイベントで販売する際のイベント出店料（売上歩合率による出店料も含む）とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、前条に規定する補助対象経費（ただし、消費税相当額を除く）の２分の１以内とし、２万５千円を限度額とする（１，０００円未満切捨）。

２　補助金の交付は、補助金の総額が前項に規定する限度額を超えない限りは、申請回数の制限はないものとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとするもの（以下「補助申請者」という。）は、イベントに出店する日の１０日前までに、あおもり産品出店支援補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

（１）出店契約書等、出店の申し込みが主催者側に受理されていることがわかる書類

（２）出店するイベントの概要がわかる書類

（３）イベントでの出店内容及び出店料の金額がわかる書類

（４）生産者を中心とした団体の場合、規約、構成員名簿等任意団体の概要がわかる書類

３　会長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

４　補助金の交付の申請は、令和３年度予算の範囲内において、先着順で受付をするものとする。

（補助金の交付決定）

第７条　会長は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じて調査等を行い補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　会長は、前項の規定により補助金を交付することに決定した場合にあっては令和３年度あおもり産品出店支援補助金交付決定通知書（様式第２号）により、補助金を交付しないことに決定した場合にあっては、令和３年度あおもり産品出店支援補助金不交付決定通知書（様式第３号）にその理由を付して、補助申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第８条　補助金の交付の決定がなされた場合において、次に揚げる事項が付される条件となる。

（１）補助金の交付の通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかにその旨を会長に報告し、その指示を受けること。

（２）補助事業者は、この要綱の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく会長の命令を尊守すること。

（実績報告）

第９条　実績報告は、補助事業の完了の日から起算して３０日を経過した日または令和４年３月３１日のいずれか早い期日までに、あおもり産品出店支援補助金実績報告書（様式第４号）に掲げる書類を添えて行うものとする。

（１）補助対象経費の内容を明らかにした領収書等

（２）前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第１０条　会長は、前条の実績報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書の内容を審査し、また、必要に応じて調査等を行い、補助対象経費として適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和３年度あおもり産品出店支援補助金確定通知書（様式第５号）を補助事業者に対して通知するものとする。

（補助金の交付の方法）

第１１条　補助金は、補助金の額の確定後に交付する。

（補助金の請求）

第１２条　補助金の請求は、あおもり産品出店支援補助金請求書（様式第６号）を会長に提出して行うものとする。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和３年６月１６日から施行する。